



# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2019年3月



## 2019年3月、税関の重要政策と最新動向

### 増値税改革の深化に関する政策の公告（財政部、税務総局、税関総署公告 2019 年第 39 号）

2019年4月1日から、増値税の一般納税者（以下「納税者」）が増値税の課税対象となる販売取引又は貨物の輸入取引を行う場合、従来適用されていた16%と10%の増値税率をそれぞれ13%と9%に引き下げる。従来、適用された16%税率、且つ輸出還付率も16%の貨物役務の輸出は、その輸出還付率を13%に引き下げる。従来、適用された10%税率、且つ輸出還付率も10%の貨物輸出、クロスボーダー課税行為の輸出還付率は9%に引き下げる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 2019年下半期に一部のアンチ・ダンピング関税措置及び相殺関税措置の期限到来に関する公告（商務部公告[2019]号）

利害関係者が適時に措置の実施期限を把握できるよう、商務部は2019年7月1日から12月31日までに期限が到来するアンチ・ダンピング関税措置及び相殺関税措置を公布し、インドから輸入するシングルモード・ファイバ（中国語：単模光纖）及びターシャリー・ブチルヒドロキノン（中国語：特丁基对苯二酚）の2商品が対象となる。詳細は同公告の添付資料をご参照ください。また、商務部は、措置の期限到来に係る個別公告を公布しないとする。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 米国原産の自動車及び自動車部品に対する関税追加課税の一時停止の継続に関する国务院関税税則委員会の公告（税委会公告[2019]1号）

2019年4月1日から、「米国原産の自動車及び自動車部品に対する関税追加課税の一時停止に関する国务院関税税則委員会の公告」（税委会公告[2018]10号）の添付資料1に記載されている28税目の商品に対して引き続き25%の関税追加課税を一時停止する。税委会公告[2018]10号の添付資料2に記載されている116税目の商品に対して引き続き25%の関税追加課税を一時停止する。税委会公告[2018]10号の添付資料3に記載されている67税目の商品に対して引き続き5%の関税追加課税を一時停止する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 強制的製品認証手続きの免除に関する公告（市場監督管理総局、税関総署公告[2019]13号）

2019年4月1日から、市場監督管理部門は、強制的製品認証（CCC認証）手続きの免除に関連する業務を承る。申請企業は、「CCC免除及び特殊用途輸入製品検査処理管理システム」を継続的に使用し、関連資料を提出し、また、申請と管理の要件は変わらない。

市場監督管理総局は、強制的製品認証制度の実施と監督管理業務を担当する。税関総署は、強制的製品認証制度に係る輸入製品の検証業務を担当する。市場監督管理総局と税関総署は、強制的製品認証証明書あるいは証拠書類などの情報のオンライン照合、通知及び協カメカニズムを構築する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 『中華人民共和国税関「中華人民共和国政府とチリ共和国政府の自由貿易協定」における輸出入貨物原産地管理弁法』の公布に関する公告（税関総署公告[2019]39号）

税関総署は、「中華人民共和国政府とチリ共和国政府の自由貿易協定」における輸出入貨物の原産地を正確に確定するため、関連管理弁法を公布した。詳細は同公告の添付資料をご参照ください。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## TIR条約を試行する港の増加に関連する事項の公告（税関総署公告[2019]41号）

海関総署は、中国で既存「国際道路運輸条約」（以下「TIR条約」）のパイロット港（コルガス港、イルケシュタム港、エレンホト港、満洲里道路港、綏芬河港、大連港）に加えて、ジェミナイ港、バクト港、アラ山口港、都拉塔港を追加した。パイロット港における「TIR条約」のその他の関連試行事項は、税関総署公告2018年第30号、2018年第42号に従って実施する。本公告は、2019年3月25日より施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 「税関認証企業基準」財務状況類指標認定基準の公表に関する公告（税関総署公告[2019]46号）

税関総署は、会計情報、総合財務状況、指標計算式と指標点数の認定基準を発表した。認定基準の詳細は同公告及び添付資料をご参照ください。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 日本への輸出貨物に一般特惠関税制度適用の為の原産地証明書を発行しないことに関する公告（税関総署公告[2019]48号）

日本財務省が2019年4月1日より中国からの輸入貨物に一般特惠関税制度（GSP）を適用しないことを決定したため、中国税関は2019年4月1日より日本への輸出貨物に一般特惠関税制度適用の為の原産地証明書及び日本来料加工証明書を発行しないことを公布した。日本へ貨物を輸出する企業が原産地証明書類を必要とする場合には、非特惠原産地証明書の発行を申請することができる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

## 原産地証明書印刷改革の試行に関する公告（税関総署公告[2019]49号）

税関総署は 2019 年 3 月 25 日より北京、天津、上海、江蘇、広東、重慶などの省（市）で原産地証明書のセルフ印刷に関する改革パイロットを実施し、かつ関連事項を公布した。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 総合保税区の出入区管理の簡素化に関する公告（税関総署公告[2019]50 号）

総合保税区の出入区管理の簡素化とは、中国国内から入区し、輸出関税、貿易規制措置に基づく証明書等の発行手続き、税金還付を必要とせず、かつ税関統計対象になっていない貨物、物品に対して、便利な出入区管理モデルを適用することを指す。この簡素化した出入区管理モデルを適用する貨物、物品は、通関申告書、届出リストを必要とせずに入区手続を行うことができる。出区する場合は、入区と同様に簡素化した管理モデルを適用する。区内企業は日常的な出入区の記録を徹底し、関連状況を追跡することができる。

同公告は公布日より施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 「輸入医薬品通関申告書」など 3 種類の監督管理証明書のオンライン照合の拡大に関する公告（税関総署、国家医薬品监督管理局公告 2019 年第 56 号）

2019 年 3 月 25 日から、中国全土で「輸入医薬品通関申告書」、「医薬品輸入許可証」、「医薬品輸出許可証」の電子データと輸出入貨物の通関電子データのオンライン照合の実施が普及させる。

これより、医薬品监督管理局は、関連法規に基づいて上記証明書類を発行し、証明書類の電子データを税関に転送する。税関は通関手続き時に転送されたデータと照合して、関連規定に従って輸出入手続を行う。オンライン照合実施以前に既に書面による証明書類を受領した企業は、当該証明書類の有効期限内に書面の証明書類を税関に提出して輸出入手続を遂行できる。

企業は中国国際貿易「単一窓口（シングルウィンドウ）」に登録して、証明書類の電子データの転送状況を確認できる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 逆委託加工貿易の電子帳簿の使用に関する公告（税関総署公告[2019]57 号）

税関総署が 2019 年 4 月 1 日から正式に逆委託加工貿易（海外企業に加工を委託する）の電子帳簿の使用を開始させ、企業は中国国際貿易「単一窓口」を通じて逆委託加工貿易の電子帳簿の作成などを行うことができる。逆委託加工貿易の電子帳簿を使用する企業は、帳簿作成時に登録した貨物の輸出入を行う場合、「逆委託加工貿易の関連事項に関する公告」（税関総署公告 2016 年第 69 号）の第 8 条「逆委託加工貿易貨物の輸出と再輸入を同一港で行わなければならない」規定に従う必要がなく、実際のニーズに応じて輸出入港を選択することができる。企業は既存の紙ベースの逆委託加工貿易用帳簿をその有効期間内において使用することができる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### ロイヤリティ納税申告手続きに関連する公告（税関総署公告[2019]58 号）

納税義務者は、通関申告書に記入する際に「ロイヤリティ支払の確認」欄に課税ロイヤリティの有無を確認して記入しなければならない。輸出貨物、加工貿易貨物及び保税監督管理貨物（国内販売に転用される貨物を除く）は記入対象外となる。買主が、売主或いは関係者に直接的または間接的に輸入貨物に係わる課税ロイヤリティを支払う必要がある場合、その課税ロイヤリティ額が既に実際に支払った輸入貨物価格、又は今後支払うべき貨物価格に含まれているかどうかにかかわらず、「ロイヤリティ支払の確認」欄に「Yes」と記入する。買主が、売主或いは関係者に直接的または間接的に輸入貨物に係わる課税ロイヤリティを支払う必要がない場合は、「ロイヤリティ支払の確認」欄に「No」と記入する。

輸入貨物の通関申告時点で、課税ロイヤリティを既に支払っている場合、納税義務者は、その金額を通関申告書の「雑費」欄に記入し、「総額」欄に記入する必要はない。税関は、輸入貨物の通関申告を受理した日における適用税率及び為替レートに基づき、ロイヤリティに対する税金を算出して徴収する。

輸入貨物の通関申告時点で、まだ課税ロイヤリティを支払っていない場合、納税義務者は、ロイヤリティ支払い後 30 日以内にその都度税関に納税申告手続きを行い、かつ「課税ロイヤリティ申告表」に記入しなければならない（同公告の添付資料をご参照ください）。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。



## 各地域の税関政策の最新動向

### 北京税関公告 2019 年第 6 号（北京税関 [2019]6 号）

関連規定によると、税関は、通関業者の通関申告上の不備を記録する。通関業者は、税関の「企業輸出入信用管理システム」の「税関・企業提携プラットフォーム」で自社の通関申告の不備を検索することができる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

### 外高橋保税区の輸出業務における「事前申告、到着後検査通過」の通関モデルの試行に関する上海税関の公告（上海税関 [2019]1 号）

外高橋保税区から輸出される現地通関貨物に対して、税関認証企業基準に基づき高級認証企業と認定された輸出貨物の荷送人は、自ら「事前申告、到着後検査通過」の通関モデルを選択して輸出通関手続きを行うことができる。

輸出貨物の荷送人や委託を受けた通関業者は、貨物の準備が整い、コンテナ貨物載積後に積載貨物リストの電子データを取得した後、貨物が税関の監督管理場所に到着する日の 3 日前から、税関に通関手続きを行うことができる。貨物が税関の監督管理場所に到着した後、税関は貨物の検査、通関手続きを行う。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

# お問合せ先

## 華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)

Partner パートナー

Email: [ec.zhou@kpmg.com](mailto:ec.zhou@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7610

Lisa Li 李輝

Director ディレクター

Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7638

## 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子

Partner パートナー

Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3098

Jie Xu 徐潔

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3678

## 華南地域

Vivian Chen 陳蔚

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: +86 (755) 2547 1198